

特定不妊治療費助成金の申請に必要な書類

- 特定不妊治療費助成金の交付申請には下記の書類が必要となります。申請の際は、すべての書類を提出して下さるようお願いいたします（郵送可）。
- 申請の際は、日中に連絡のとれる電話番号をお知らせください。（携帯電話でも可）

提出するもの	チェック欄
特定不妊治療費助成金申請書（裏面に記入例あります）	
秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ※県へ提出する前にコピーをとっておいてください	
秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し	
医療機関の発行した領収書の写し ※院外処方がある場合は、薬局の領収書・明細書も	
夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの） ※市の閲覧に同意する場合は不要です。申請書の下の同意書に記入・押印をしてください。 ※市の閲覧に同意しない場合、子育て支援課へ手数料免除申請書を提出いただくと、無料で取得できます。事前にお電話ください。	
請求書	
申請者と振込先が違う場合、委任状（任意様式）	

◇助成対象者◇

- 助成金の交付申請の時点において、市内に1年以上住所を有している（夫婦の一方でも可）
- 夫婦の前年の所得（1～5月までの申請にあっては前々年の所得）の合計額が730万円未満である
- 秋田県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている

申請期限（3/31）に間に合わない場合は電話ください



～お問合せ～

子育て支援課子育て世代包括支援センターめん choco てらす
（新庁舎2階）

電話 0185-89-2948 メール k-houkatsu@city.noshiro.lg.jp

◇申請の流れ◇

1) 特定不妊治療が終了 (治療が終了した年度の3月末日までに申請)

↓

2) 秋田県地域振興局福祉環境部に申請

<能代保健所 問合せ先：0185-52-4333>

必要書類 ①秋田県特定不妊治療費助成事業申請書

②特定不妊治療費助成事業受診等証明書

※能代市へ申請する際、写しが必要です。

県に提出する前にコピーをとっておいてください。

③医療機関が発行した領収書

④法律上の夫婦であることを証明する書類

(戸籍謄本等、婚姻日が確認できるもの)

⑤夫および妻の住民票

⑥夫および妻それぞれの所得を証明する、市町村が発行する所得証明書

*①、②は秋田県公式 Web サイトからダウンロードするか、県の申請窓口
(各保健所)でもらってください。

*④~⑥については有料です。

*詳細は、能代保健所(52-4333)に直接お問い合わせください。

↓

3) 秋田県より「秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」が届く

※能代市の助成を受けるには、「秋田県特定不妊治療費助成事業」に基づく
助成の決定を受けている必要があります。秋田県の承認決定通知がなけ
れば、能代市に申請することはできません。

↓

4) 特定不妊治療にかかった費用が秋田県の助成額を超えている

いいえ→終了です。能代市に申請する必要はありません。

はい→子育て支援課に申請(郵送可)してください。

